

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	市道における一時停止の交通規制の警察署長権限を恒久的なものへ拡大				
提案団体	笠間市				
制度の所管・関係府省	内閣府(警察庁)				

### 求める措置の具体的内容

都道府県公安委員会が許可する指定場所における一時停止の交通規制の権限について、道路交通法施行令第3条の2第1項第8号の適用期間が1カ月を超えないものではなく、地域の状況を十分に把握している警察署長の判断により恒久的に許可をいただけるよう改正を強く要望します。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の経緯】

道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通の安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会で許可している状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応していただけてない状況です。

#### 【支障事例】

通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありますので、事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題は生じていませんが、道路新設や拡幅等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止(止まれ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあります。「一時停止」の白線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解決するためには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えています。

#### 【制度改正の必要性】

既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要し、更に現場施工完了までには2~3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅くなってしまいます。

#### 【懸念の解消策】

市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県警察本部で工事発注・施工という流れになってはいますが、専決事項で都道府県警察本部で判断しているものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議になり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の協議により市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。

### 根拠法令等

道路交通法第4条第1項、第5条、第43条  
道路交通法施行令第3条の2第1項第8号

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	50	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、内閣府(警察庁)				

## 求める措置の具体的内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。

薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。

このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。

また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等をできるようにしている。

医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。

### 【支障事例】

埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員の立会いのもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。

## 根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項(立入検査等)

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	126	提案区分	A 権限移譲	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	公安委員会が市道に設置した停止線の補修について				
提案団体	春日井市				
制度の所管・関係府省	内閣府(警察庁)				

## 求める措置の具体的内容

停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、道路管理者において実施できる。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現在の制度】

道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。

### 【支障事例】

交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。

### 【制度改正の効果】

設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を促し、交通事故の抑止につながる。

## 根拠法令等

道路交通法第4条

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	295	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府(警察庁)				

## 求める措置の具体的内容

派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に含め、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を所持できるよう運用を改善する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現在の制度】

現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。

一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。

### 【提案の経緯】

神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくニホンジカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。

平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。

### 【具体的な支障事例】

高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。

### 【地域の実情を踏まえた必要性】

高標高域の山稜部等で捕獲を実施する上での制約を減じるために、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。

## 根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号